

事業費補助金調査票(表)

補助金名	都市計画決定日後住宅空気調和機器設置工事補助金
------	-------------------------

担当課	空港部 空港対策課					
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業	
	01	02	07	02	55	15
事業名	都市計画決定日後住宅空気調和機器設置工事補助事業					
新規・継続の別	継続					
補助・単独の別	市単					
補助の種類	事業					

R2実施計画額	4,210	千円
R1 予算額	5,561	千円
H30 決算額	1,254	千円
H29 決算額	—	千円
H28 決算額	—	千円
H27 決算額	—	千円
H26 決算額	—	千円

事業の趣旨・目的	成田市航空機公害防止条例(昭和51年条例第47号)第7条の規定により、都市計画決定日後住宅の所有者又は当該都市計画決定日後住宅に関する所有権以外の権利を有する者に対し、空気調和機器の設置工事に係る費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、防止地区内の住民の生活の安定を図ることを目的とする。			補助対象者	【補助対象者】 次のいずれにも該当する住宅の所有者 ・都市計画決定日後住宅であること。 ・共生財団による内窓設置工事を実施した住宅であること。 ・空港会社又は共生財団の助成を受けて、内窓設置工事以外の防音工事を実施した、又は実施することができる住宅でないこと。 ・賃貸等の用に供する住宅でないこと。								
	開始年度	平成 30 年度			・【補助対象経費】 ・空気調和機器の設置工事に係る経費 ・空気調和機器の附帯工事に係る経費 ・電気工事に係る経費								
根拠法令等	(市) 成田市都市計画決定日後住宅空気調和機器設置工事補助金交付規則			補助率	【補助率】 ・市95%  【国県等の補助率】 市単独補助事業のため、国県等の補助なし								
留意事項					【近隣自治体の補助率】 近隣自治体では、類似の補助事業を実施していない								
決算内訳	平成 30 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標	成果指標: 実施件数  (単位: 件) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ※平成30年10月1日より事業を開始	年度	数値	平成30年度	4	平成29年度	—	平成28年度	—
	年度	数値											
	平成30年度	4											
	平成29年度	—											
	平成28年度	—											
		金額	件数			割合							
全体事業費	1,320	/	/										
うち市補助金	1,254	4	95.0%										
うち国補助	0	/	0.0%										
うち県補助	0	/	0.0%										
自己負担	66	/	5.0%										

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標に掲げる、「空港と共生し安心して暮らせるまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	成田空港の更なる機能強化について合意した状況を踏まえ、本事業を始めとする空港周辺地域の騒音対策は市民ニーズに合致する。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の市補助率は1/2以下である	いいえ	本事業については、空港会社や共生財団による補助事業と補助率を揃えており、これらの事業では大規模な内陸空港という成田空港の特殊性を考慮し、住民負担を軽減している経緯があるため、今後も補助水準を維持していく必要がある。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	高い	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	-	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	-	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	-	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	実施件数 H30:4件(平成30年10月1日より事業を開始)
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	本事業は対象者が限定的であるが、制度開始初年度に約半数の対象者から認定申請があった。市民ニーズは高く、成田空港周辺地域の騒音対策として有効と考える。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている(補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
課題			
最終評価	維持継続		
評価者所見	<p>本事業は「成田空港の更なる機能強化」の確認事項に基づき、成田空港周辺地域共生財団が実施するA滑走路に係る防止地区での内窓設置工事に併せ、市独自の対策として平成30年10月に開始したものである。</p> <p>本事業は、防止地区の告示後に建築され、建築主に防音構造とすることが義務付けられ、空港会社等の防音工事の助成対象とはならない住宅を対象に、内窓設置工事に加えて空調機設置工事を行うことで、航空機騒音による障害を防止し、生活環境の保全を図るものである。成田空港の更なる機能強化により今後も騒音発生回数や深夜早朝の騒音の増加が見込まれていることや、同じ防止地区内で防音工事の助成を受けられる住宅とのバランスを鑑みると、本補助事業は今後も成田空港と周辺地域の共生を図る上で欠かすことができないものであるため、現在の水準を維持し、継続して事業を実施する。</p>		